

(注) この文書は、原協定の規定と改正議定書の規定とを統合し、条文の形式で表示したものである。この文書の唯一の目的は、原協定に対する改正議定書の適用に関する理解を容易にすることであり、この文書は法的根拠となるものではない。原協定及び改正議定書の正文のみが、適用可能な法的文書である。なお、この文書に含まれる原協定及び改正議定書の条文が統合された部分の適用は、改正議定書に規定される適用開始に関する規定に従う。

## 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定

日本国政府及びバハマ国政府は、

脱税を防止するための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

### 第一章 総則

#### 第一条 一般的定義

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

- (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）

をいう。

(b) 「バハマ」とは、バハマ国をいい、地理的意味で用いる場合には、バハマ国の全ての領域（バハマ国の法令が適用される陸地及び領水を含む。）並びにその領水の外側に位置する区域であつて、バハマ国が国際法に基づき天然資源の探査、開発及び保存のために主権的権利を行使する全ての区域（排他的経済水域並びに海底及びその下を含む。）をいう。

(c) 「締約国」とは、文脈により、日本国又はバハマをいう。

(d) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii) バハマについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「国民」とは、次の者をいう。

- (i) 日本国については、日本国の国籍を有する全ての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された全ての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われる全ての団体
- (ii) バハマについては、バハマの国籍若しくは市民権を有する個人又はバハマにおいて施行されている法令によつてその地位を与えられた全ての法人、組合若しくは団体
- (h) 「株式公開法人」とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場されている法人をいう。ただし、その上場された株式が一般に容易に購入され、又は販売される場合に限る。株式は、その購入又は販売が限られた投資家の集団に黙示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、又は販売されるものとする。
- (i) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。
- (j) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。
- (i) 日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は

認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(ii) バハマ国際証券取引所

(iii) 両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの

(k) 「集団投資基金又は集団投資計画」とは、あらゆる集団投資の媒体（法的な形態のいかんを問わない。）をいう。「公開集団投資基金又は公開集団投資計画」とは、その持分証券、株式その他の持分が一般に容易に購入され、販売され、又は償還される集団投資基金又は集団投資計画をいう。集団投資基金又は集団投資計画の持分証券、株式その他の持分は、その購入、販売又は償還が限られた投資家の集団に黙示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、販売され、又は償還されるものとする。

(l) 「要請国」とは、情報の提供を要請する締約国をいう。

(m) 「被要請国」とは、情報の提供を要請された締約国をいう。

(n) 「情報収集のための措置」とは、一方の締約国が要請された情報を入手し、かつ、提供することを可能にするための法令及び行政上又は司法上の手続をいう。

(o) 「情報」とは、事実、記述又は記録（形態のいかんを問わない。）をいう。

2 一方の締約国によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

## 第二章 情報の交換

### 第二条 目的及び適用範囲

両締約国の権限のある当局は、この協定の実施又は第四条に規定する租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。そのような情報には、同条に規定する租税の決定、賦課及び徴収、租税債権の回収及び執行並びに租税事案の捜査及び訴追に関連する情報を含む。情報は、この協定に従って交換するものとし、かつ、第八条に規定するところにより秘密として取り扱う。この協定に基づいて被要請国が情報を入手し、及び提供するに際しては、被要請国の法令又は行政上の慣行によつて当該情報を有する者に対して保障されている手続上の権利及び保護は、これらの権利及び保護が実効

的な情報の交換を不当に妨げ、又は遅延させる場合を除くほか、引き続き適用される。

### 第三条 管轄

一方の締約国は、その当局によって保有されておらず、かつ、その領域的管轄内にある者によって保有され、又は管理されていない情報については、それを提供する義務を負わない。

### 第四条 対象となる租税

1 この章の規定は、一方の締約国又はその地方公共団体のために課される全ての種類の租税について適用する。

2 両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

### 第五条 要請に基づく情報の交換

1 被要請国の権限のある当局は、第二条に規定する目的のため、要請に応じて情報を提供する。当該情報は、要請の対象となる行為が被要請国内において行われたとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく提供される。

2 被要請国は、その権限のある当局が保有する情報が情報提供の要請に応ずるために十分でない場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を要請国に提供するために全ての関連する情報収集のための措置をとる。

3 要請国の権限のある当局から特に要請があった場合には、被要請国の権限のある当局は、被要請国の法令によって認められる範囲において、記録の原本の写しに認証を付した形式で、この条の規定に基づく情報の提供を行う。

4 各締約国は、第二条に規定する目的のため、自国の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。

(a) 銀行その他の金融機関及び代理人として活動し、又は受託者の資格で活動する者（名義人及び信託の受託者を含む。）が有する情報

(b) 法人、組合、信託、財団その他の者の所有に関する情報（第三条の規定の範囲内で、所有の連鎖における全ての者の所有に関する情報を含むものとし、信託については委託者、受託者及び受益者に関する情報、財団については設立者、理事会の構成員及び受益者に関する情報を含む。）。この協定は、両締

約国に対し、過重な困難を生じさせることなしに株式公開法人又は公開集団投資基金若しくは公開集団投資計画の所有に関する情報を入手することができるときを除くほか、当該情報を入手し、又は提供する義務を生じさせるものではない。

5 要請国の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報と当該要請との関連性を示すため、被要請国の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を書面により提供しなければならぬ。

- (a) 要請の対象となる納税者を特定する事項
- (b) 要請する情報に関連する者が(a)に規定する納税者でない場合には、当該者を特定する事項
- (c) 要請する情報に係る記述（当該情報の性質及び要請国が希望する被要請国から当該情報を受領する形式を含む。）
- (d) 課税目的のために必要なものとして要請する情報の対象となる期間
- (e) 要請する情報を必要とする課税目的（法的根拠を含む。）
- (f) 要請する情報がこの協定の実施又は前条に規定する租税に関する要請国の法令の規定の運用若しくは

執行に関連すると認める理由

- (g) 要請する情報を被要請国が保有しているか又は被要請国の領域的管轄内にある者が保有し、若しくは管理していると認める根拠
  - (h) 要請する情報を保有し、又は管理していると認められる者の名称及び住所（判明している場合に限る。）
  - (i) 要請が要請国の法令及び行政上の慣行に従って行われており、要請国が自らが被要請国の立場にあつたとしたならば自国の法令に基づいて、又は自国の通常の行政上の慣行を通じて情報を入手することができ、並びに当該要請がこの協定に従って行われている旨の記述
  - (j) 要請する情報を入手するために要請国が自国の領域的管轄内において利用可能な全ての手段（過重な困難を生じさせるものを除く。）をとった旨の記述
- 6 被要請国の権限のある当局は、できる限り速やかに要請された情報を要請国に提供する。迅速な対応を確保するため、被要請国の権限のある当局は、次のことを行う。
- (a) 要請国の権限のある当局に対し、要請の受領を書面によって確認すること及び当該要請に不備がある

場合には、要請国の権限のある当局に対し、当該要請の受領の日から六十日以内に当該不備を通知すること。

(b) 要請の受領の日から九十日以内に要請された情報の入手及び提供ができない場合（当該情報を提供することについて障害がある場合又は当該情報を提供することを拒否する場合を含む。）には、要請国の権限のある当局に対し、そのような入手及び提供が不可能である理由、当該障害の性質又は当該拒否の理由を説明するため直ちに通知すること。

#### 第五条のA 自動的な情報の交換

両締約国の権限のある当局は、両締約国の権限のある当局の間の合意によって決定する区分の事案に関しては、その合意によって決定する手続に従い、第二条に規定する目的のため、情報を自動的に交換する。

#### 第六条 海外における租税に関する調査

1 被要請国の権限のある当局は、要請国の権限のある当局の要請があったときは、被要請国の法令が認める範囲内において、被要請国における租税に関する調査の適当な部分に要請国の権限のある当局の代表者が立ち会うことを認めることができる。

2 租税に関する調査を行う被要請国の権限のある当局は、1に規定する要請に応ずる場合には、できる限り速やかに、要請国の権限のある当局に対し、当該調査の時間及び場所、当該調査を行う当局又は職員並びに当該調査を行うために被要請国が求める手続及び条件を通知する。租税に関する調査の実施についての全ての決定は、当該調査を実施する被要請国が行う。

#### 第七条 要請を拒否することができる場合

1 被要請国は、要請国が自らが被要請国の立場にあつたとしても自国の法令に基づいて、又は自国の通常の行政上の慣行を通じて入手することができないであろう情報を入手し、又は提供することを要求されない。被要請国の権限のある当局は、要請国の要請がこの協定に従って行われていない場合には、支援を拒否することができる。

2 この協定は、一方の締約国に対し、営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではない。そのような情報には、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関して受領し、又は発出する通信に関する情報であつて、各締約国の法令に基づいて保護されるものを含む。この2の前段及び中段の規定にかかわらず、第五条4に規定する情

報は、同規定に規定する情報であることのみを理由として、そのような秘密又は取引の過程として取り扱われることはない。

3 被要請国は、要請された情報を公開することが被要請国の公の秩序に反することとなる場合には、情報の提供の要請を拒否することができる。

4 情報提供の要請は、当該要請を行う契機となった租税債権が係争中であることを理由として、拒否されることはない。

5 被要請国は、要請国が自国の租税に関する法令の規定又はこれに関連する要件であつて、同様の状況にある要請国の国民との比較において被要請国の国民を差別するものを運用し、又は執行するために情報の提供を要請する場合には、当該要請を拒否することができる。

#### 第八条 秘密

この協定に基づき一方の締約国が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、第四条に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に關与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）であつて、当該一方の締約国内にあるもの

に対してのみ、開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができない。当該情報は、情報を提供する締約国の権限のある当局の書面による明示の同意がない場合には、他の者又は当局（非締約国内にあるものを含む。）に開示することができない。

#### 第九条 費用

支援の提供において生じた費用の負担については、両締約国の権限のある当局の間で合意される。

### 第三章 課税権の配分

#### 第十条 対象となる者

この章の規定は、一方又は双方の締約国の居住者である個人に適用する。

#### 第十一条 対象となる租税

1 この章の規定は、一方の締約国又はその地方公共団体のために課される個人の所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2 日本国については、この章の規定が適用される現行の租税は、所得税及び住民税とする。また、この章

の規定は、これらの現行の租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であつて、これらの現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。

3 両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

## 第十二条 居住者

1 この章の規定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、次の個人をいう。

(a) 日本国については、日本国の法令の下において、住所、居所その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる個人（日本国内に源泉のある所得のみについて日本国において租税を課される個人を除く。）

(b) バハマについては、バハマに住所を有する個人であつて、バハマの市民であるもの又はバハマ移民法第四部及び第六部の規定に従い、バハマに居住し、若しくは滞在することを許可されたもの

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居

を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国（重要な利害關係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

### 第十三条 退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

### 第十四条 政府職員

- 1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
  - (b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
  - (i) 当該他方の締約国の国民
  - (ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの
- 2 (a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができ。

3 1及び2の規定は、一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、適用しない。

#### 第十五条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

#### 第四章 特別規定

#### 第十六条 相互協議手続

1 一方の又は双方の締約国の措置により前章の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになる者又は双方の締約国の措置について、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ。当該申立ては、前章の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 一方の締約国の権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、前章の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。

4 両締約国の権限のある当局は、3に規定する合意に加え、第二章の規定の適用のための手続について相互に合意することができる。

5 両締約国の権限のある当局は、2から4までに規定する合意に達するため、直接相互に通信することが

できる。

## 第五章 最終規定

### 第十七条 見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

### 第十八条 効力発生

1 この協定は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、次のものについて適用する。

(a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この協定が効力を生ずる日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この協定が効力を生ずる日以後に課される租税

3 2の規定にかかわらず、第三章の規定は、次のものについて適用する。

(a) 源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(b) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

4 2の規定にかかわらず、第五条のAの規定は、次のものについて適用する。

(a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、二十十七年一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、二十十七年一月一日以後に課される租税

#### 第十九条 終了

1 この協定は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

2 1に規定する書面による終了の通告を受領した後、この協定は、次のものについて適用されなくなる。

- (a) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
- (b) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
- (c) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

3 1の規定にかかわらず、各締約国は、この協定に基づいて受領した情報について、引き続き第八条の規定に拘束される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十十一年一月二十七日にナツソーで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

山口祐志

バハマ国政府のために

ブレント・シモネット